

## 片仮名の用法：観智院本三宝絵詞における仮名併用

檜田, 良照  
尚綱大学講師

<https://doi.org/10.15017/12099>

---

出版情報：語文研究. 44/45, pp.91-102, 1978-06-01. 九州大学国語国文学会  
バージョン：  
権利関係：

# 片仮名の用法

—観智院本三宝絵詞における仮名併用—

楢田良照

## I

日本語の表記手段を、漢字、平仮名、片仮名と分類した時、近年着実な歩みを進めつつあると思われる文字研究——ことにその史的考察——の中にあつて、新しい展開が最も少ないのは片仮名に関する研究であるように見受けられる。

たとえば、漢字については「言語と文字との交渉關係を明らかにすべき」文字研究の中心となるものとして、他の分野(特に音韻・語彙研究などとも関連しつつ)、その実態が考究されている。平仮名についても仮名づかい、用法を中心とする研究には字源、字形研究の段階を凌ぐものが多い。それらは狭い意味での文字と言語との關係にとどまるものではなくして、資料そのもの、ひいては「言語生活」の諸側面とも交渉をもちつつあるといえるようである。残る片仮名について、一部新しい試みがなされてはいるが、概して、既に多くの成果を収めている字源、字体変化の研究に付け加えられたものは少ないと管見される。

そのような意味での「跛行」が文字研究において生じている

裡には、日本語を表記する素材としての各々に軽重が存するという認識が一般的であることを、一の大きな原因として考えうるであろう。即ち、漢字は古今を通じて「共通字的地位を占め」文字と言語の問題の多くがそこに認められるのは事実であるし、平仮名についてもその発生以来「地下水のやうに、だん／＼流れを増し人々をうるほし」た結果「一部の世界において厳密な規範を樹てるまでに発達していた時期を持」つに至り、先の漢字と同じく、国語の多くの面をおおうものとしての地位を得たのである。翻つて片仮名についてみるに、それが平仮名に劣ることのない一の表記体系であると思されるにもかかわらず、漢字に付随する補助的記号としての性格を強く保持し研究的、したがって非日常的、非美的な表記活動に多く用いられたつて前二者に比すればその使用範圍(言語及び生活との對照關係)はより限定的であつたとみなされるのである。

とすれば文字の研究が漢字、平仮名に多く傾き、かつ現実に成果をあげつつあるのも妥当なことは考えられる。が、しかし、たとえその大部分が「意義素は漢字に分担させてゐる」ものであるにしても片仮名が、説話集のみならず和歌の表記にまで用いられ、「訓

点から独立して広く人々の日常生活に利用された事実をことに重く見なくてはならない」。なぜならば、それまで単語、句単位の断片的な用法が主であったところの片仮名にとって、よりまとまった表記（文・文章）を担わされるということはその質的な面において大きな変革を余義なくされたであろうからで、「鎌倉以後の片仮名は簡単である」か否か、確かめる余地は残されていよう。

既にそのような観点から、即ち「漢文訓読の世界で補助的に用いられた片仮名が、文の表記に流用される場合の、表記の振幅を調べる」という目的によって、「表音に傾くか、平仮名に相応する仮名遣を探るか、いづれかしかなかった」という論考が「文献の資料性」をもちからめつつ、示されている。これは片仮名と平仮名の字体が一對一もしくは一對二の対応を示す場合、片仮名における「変革」が右のような形でなされたということを意味しているのである。うが、この稿は、訓点用の仮名と説話、聞書、注釈等に用いる仮名との二通りの仮名を両極とする多くの異体仮名の存在と、延喜、天曆期もしくは院政期に仮名字体が統一されてくるという指摘とがどのように関連したか否かを念頭におきつつ、考察していきたい。

本資料<sup>注7</sup>の詳細については先学の論考<sup>注8</sup>にゆずるが、永観二年（991年）に源為憲の編纂になるものがいくつかの段階と時を経て、文永十年（1193年）三善氏某によって書写されたものであるらしい。上巻は仏典説話、中巻は本朝仏教説話、下巻は本朝仏教行事の由来を記したものであり、その収載内容に並行して、上巻と中、下巻との間に使用言語、記載様式等多くの相違点が存することは既に指摘がある。即ち、記載様式についてみれば上巻は漢字を主とする宣命体様式、

中、下巻は片仮名を主とする漢字交り文となっている。この点について水田紀久氏は、歴史的かなづかいの正乱、かな字体「キ」「」の割合、誤写の徴証などから、本資料の上巻は平安中・末期のものを、中、下巻は院政、鎌倉期のものを一つに「とりあわせ」ることによって成立したものであろうとされた<sup>注9</sup>。また、用語、用法については時代的な観点からではなく文体的な観点から、今昔物語集等に比して概して訓読的表現が多く、中でも下巻にその傾向が濃いという指摘や、東大寺切との対比における「国文」化の態度の相違などの研究がある<sup>注10</sup>。

国語資料としての「三宝絵」が錯綜した性格を有することが知られるが、文字資料としても単一な姿を示してくれるとは期待できない。第一に上巻及び中、下巻における「とりあわせ」の問題、第二に成立時と書写時との懸隔、等が本資料の片仮名の様相の中に何らかの形で投影しているであろうことが予想できるからである。そのような性格の本資料について片仮名の様相を探る意図はまず量的な観点、次に片仮名にとっても決して平穩ではなかったであろうと思われる院政、鎌倉期という時期、によるのである。しかし、意図がそのようであれば資料は他に多い。したがって本稿は先にも記した如く、片仮名の史的研究の一布石なのである。

## II

本資料における仮名字体については、古体及び草仮名を除いたものが既に示されている<sup>注12</sup>。重複することにはなるが私の基準によって作成したものを示しておいた（付表1）。ここにはいわゆる平仮名及び万葉仮名の大部分は含まなかった。それらは上巻においては大字

であることによつて、また全般に相互に連続しあうことによつて、ここでの片仮名と区別することが可能だからである。しかし通常平仮名、万葉仮名と目されるものでも漢字あるいは片仮名の連続する中に一字のみ現れる場合は表に掲げた。その殆どは上巻中にみえるもので、宣命体といわれる表記法とともに本巻が他巻と性質を異にするものであることが知れる。

本資料の仮名字体については、概して「鎌倉中期の様相を示している」と報告されている。<sup>注13</sup>とすれば字体においては先の院政、鎌倉期という限定よりはより明確な時期を求めうることになるが、更に異体字の様相からも本資料における時期を限定することができようである。即ち、同一音韻に対して複数の字体が併用されるのは(キ)(キ)(サ)(セ)(タ)(テ)(ト)(ニ)(ネ)(ノ)(フ)(ホ)(メ)(モ)(リ)<sup>注14</sup>であるが、このうち(太)(止)(ネ)(尔)(不)(甲)(め)(利)は上巻に、(と)(も)も中巻あるいは下巻に、三例認められるのみで、「併用」の中心は(キ)(サ)(セ)(テ)(ノ)であるといふことができる。これらについて、(1)大矢透「假名遣及假名字体沿革史料」(2)中田祝夫「古点本の国語学的研究、総論編別冊」(3)小林芳規「中世片仮名文の国語学的研究」収載の仮名字体表を参照すれば、(七)を専用する資料は十一世紀半ばから十二世紀半ばにかけて、(サ)(七)を併用するものは十一世紀半ば以降に認められる。また(文)を専用する資料は「日本書紀(永和二年点)」のみであり、(セ)(セ)「(文)を併用するものは十一世紀後半からみえはじめるということになる。更に、(サ)(七)(セ)(セ)「(文)の全てを用いるのは十三世紀半ば以降の、たとえば『群書治要(建長七年点)』『類聚三代格(文

永五年点)』『春秋経伝集解(弘安元年点)』など(山に依る)に限られる。従つて本資料の字体が「鎌倉中期」と決定せられたのに並行した事実が仮名の併用においても認められることになる。その語彙、語法が如何なるものであるかにかかわらず、本資料は書写当時の片仮名のあり方(素材としての)を反映しているものといふことができよう。また、先に例示したいくつかの資料を始めとして、(サ)(七)(セ)(セ)「(文)を用いるのは国書、漢籍の類に限られてゐる。加点者も「史記抄(文明九年点)」における僧瑞仙及び加点者未詳の分を除けば他は学者、公家あるいはそれに準ずる者と見受けられ、本資料の仮名が仏家よりは博士家系統に近いことを思わせる。<sup>注15</sup>従つて、先の予想をより具体的にいえば、本資料は十三世紀中葉に生じた書写者三善氏某の片仮名のあり方が顕現しているものと考えることができるのである。

### III

以下各々の併用の実態について考察してゆくと、<sup>注16</sup>まず、(セ)について。各々の仮名の例数は付表2の通りである。「古くからあるが(セ)・(セ)におきえられ、劣勢のまゝで後に至る」字体(セ)が本資料では全巻に均等に用いられ、一般的とされる(セ)は上巻においては「申せ、」(39ウ、45ウ)の形に、中巻では巻末の「或本<sup>注17</sup>」の部分に「せけ井」「せハラ国」「せエチ(井)」「サウセ寺」「せん世」など名詞表記で、下巻では「悪道<sup>注18</sup>落<sup>注19</sup>」(24オ)に、用いられるのみであるから例外的な形といえる。一方の(文)は中・下巻で多用されるが、その用法にも若干の差異が認められる(付表3)。上巻においては(セ)が独占的であるが、中・下巻では



ことができる。「サ」は「平安中ごろから勢をえて」「七」と併存したとされるが、上巻は「七」が多く、品詞に互って用いられ「サ」が勢を得る以前の形を、中・下巻は「サ」が伸長し「七」が庄倒された形を示しているかのようであるからである(付表4)。見方を変えて言えば、上巻においては「七」の専用に近い「サ」はその用法のうちのいくつか(助動詞「ズ」連用形・連体形、動詞語幹、名詞、各1例、サ行・四段動詞未然形2例)に認められるのみで、何らの分担も求めることができぬということが出来る。中・下巻は同様な傾向、即ち「サ」が種々の品詞に用いられるのに対して「七」は名詞、動詞形容詞の語幹など広い意味での体言に用いられる(中でも下巻は名詞5例と動詞1例)のみという限定、を示している。「七」が中下巻においては体言表示に与かる字体となつてゐることが知れるが、表示される語は「ヲ七メ」4例、「イク七」3例、「カ七リ」2例、「ク七キ」1例、「ツカ七」(傍訓)1例(以上中巻)、「ツカ七」1例、「長七」1例、「カ七リ」1例、「ツハ七」1例、「カ七子テ」(以十カ巻各1例)などである。

このうち多用もしくは特徴的な語は中巻においてはまず、「オサメ」5例に対する「ヲ七メ」4例である。中巻においては、語頭の「オ」に対して、「オコナフ」(ハ・ヒ)7例、「ヲコナフ」(ハ)3例、「オトロク」(キ)4例、「ヲトロキ」(カ)6例などを始めとして、大部分が「オ」(「ヲ」両表記を有する(「ヨリ」(ヒ)7例のみは<sup>注19</sup>対立形を有せず、例数のうえからも「ヲ」専用といつてよからうが、他のたとえば「ヲドリテ」「オモト」などは一、二の例数しか認められないので専用とは決めかねる。「オサメ」「ヲ七メ」に対して「オ七ム」「ヲサメ」も各1例認められるが右の「オ」「ヲ」両表記の事実を重視すれば「ヲ」と「サ」との結びつきは習慣的なものといふことができよう。

「イク七」に対する「イクサ」、「カ七リ」に対する「カサリ」は各1例である。これらの語が、下巻においても共に「七」で表記されることがあることについては、その歴史的な性格を明らかにする必要があるかもしれない。しかし下巻においては対立形「カサリ」は5例、「ツカサ」は6例で、「七」による表記は後退しているといえる。「弘七」「長七」の例は接尾語表示かとも考えられるが一方で「タカサ」の形も3例ある。「ツハ七」「カ七子テ」は対立形をもたない。

つまるところ、「七」については「オサメ」と「ヲ七メ」における表記の固定、歴史的語性表示の可能性、加えて語中尾にのみ用いられるという性格を指摘するとどめる。因みに、上巻における「七」表記の名詞は「軍七」「高七」「深七」「態七」「重七」各1例であつて、これらは「態七」を除く中・下巻に通ずるものとなる。そこからたとえば、下巻において「タカサ」のみが「弘七」「長七」の対立形であることが漢字と「七」との関連を予想させるが中巻では「タカサ」「高サ」両形が一例ずつ認められるのである。

「テ」においては「テ」「天」「て」の形が見えている。そのうち「て」は中・下巻のみに

御門悦給て雨乃シタニニコトノリラクタシテ(中6オ5)

ハヤクモトノ因ニ帰て道ヲ広メヨトイヒテ(下10オ7)

律師静安候て経ニトケル旨ヲソノアルヘキ事ヲ奏シ(下43ウ3)

の3例が漢字の直下という共通の条件下に用いられている。「帰」は別にしても「給」「候」は他の箇所比すれば極度の草体で、<sup>注20</sup>

て)はその条件の下にあらわれた形であることができればよい。

〔天〕は上巻においてはその使用条件をいくつかの場合に分けることができる。まず、「出シテ」<sup>注21</sup>「伊坐シテ」など「シ」に続く場合が9例、「駕<sup>カ</sup>天」など「」に続く場合が4例(「<sup>シ</sup>」に続く場合が5例、「<sup>カ</sup>」に「つみえる」)、「来リテ」など「リ」に続く場合が4例、「須加利天」など万葉仮名書きに続く場合が6例、行末に用いられる場合が6例、行中に用いられる場合6例となっている。一方〔テ〕が助詞として用いられる場合「出シテ」「造リテ」など送り仮名に続けられることは少なからずあるが、それにも増して漢字の直後に続くことの方が多<sup>注22</sup>いのである。その例として本巻に比較的多くみられる「来」をたとえば、全22例のうち「来テ」17例、「来リテ」2例、「来天」1例、「来リ天」2例となっている。また、「成」は「成テ」4例、「成天」1例、「成リ天」1例である。先に示した〔天〕のうち万葉仮名に続く例を除けば、漢字直統は10例、送り仮名など他の仮名を介するものは20例となっている。漢字直統のうち5例は行末に用いられているものもある<sup>注22</sup>。

従って〔テ〕に漢字直統中心の用法を、〔天〕には送り仮名などを介して用いられること、行末に用いられることなどをそれぞれの示差的特徴として認めることが可能である。また、〔テ〕が万葉仮名に続く例は「加末比テ」(22ウシ)「<sup>テ</sup>棟不利テ」(46オシ)のみ<sup>注23</sup>で、

〔天〕が万葉仮名に続くことも多い。  
中・下巻における〔天〕は行末に用いられる形といえそうである。即ち、全9例中7例(中巻)、5例中4例(下巻)が行末に現れるのである。行中に用いられるのは、

我使トナ乃リ天ソコニ……モテキタレ(中11オ)

寺ノウチニメクリユキカヘリ来テ(中27ウ)  
百部ヲカキテ乃チノノ年ニハナカク(下24オ)  
などで特に条件といったものも想定できない。

総じて言えば、上巻にみられた〔天〕のいくつかの用法が中、下巻に至ってはその一部に限られてきているということになる。

〔ノ〕は全ての巻において〔ノ〕が多用されているといえるが中下巻では〔乃〕の増加が認められる。これはしかし、後にも触れるが上巻の記載様式が宣命体であることよって〔乃〕による自立語表示が減少することとなったという側面があるのかもしれない。従って、上巻における〔乃〕は全て助詞としての例であり、〔ノ〕も送り仮名・傍訓にみえる16例を除いた千例あまりは助詞である。〔乃〕が行頭に用いられるのは2例、行中11例、行末5例で、行頭・末に用いられる割合が〔ノ〕の1割未満というのに比して高いけれども、行中に用いられることについての格別の根拠も見当らない。

この点では中・下巻における助詞としての〔乃〕についても同様であって、(行頭・中・末の例数は各々7・16・8(中巻)、5・13・7(下巻)となっている。特に、両巻での〔乃〕が行末に用いられる場合にはそれらは全て助詞としての例であって、全巻を通して〔乃〕は助詞(ノ)が行末となった場合に現れるということが言えそうであるが一方で、〔ノ〕が行末助詞(ノ)に用いられることも、62(上巻)、33(中巻)、49(下巻)と多い。しかし〔ノ〕全例に対する行末(ノ)の割合は全巻1割以下ではある。自立語中に用いられる〔乃〕について、その第一の特徴は語頭に多く用いられる点である。殆どが〔ノ〕による対立形は有するが、「乃タマフ(ハク)」8例、

「乃ム(マ)」3例、「乃リ(兼)」3例、「乃チ」2例、「乃コル(リ)」2例、「乃ホリ」1例、「乃フ(送)」1例、「乃コヒ(甚)」1例(以上中巻)、「乃タマフ(ハ・ヒ・シ)」35例、「乃ル(ラ・レ)」4例、「乃フル(送)」2例、「乃コフ(ヒ)」2例、「乃コシ(セ)」2例、「乃ソク(除)」1例、「乃ホル(リ)」3例、「乃セ(兼)」1例、「乃リ(ラ)」3例、「乃コリ」1例、「乃チ」5例(以上キ巻)が「乃」を語頭に有する自立語の全てである。しかし、固定化しているとみて先の助詞の例には含めなかった、中巻の「カク乃コトク乃」2例、「カク乃コトク」2例を別にしても、「イ乃ル(ラ・リ)」3例、「ナ乃リ」2例、「オ乃カ」1例(以上中巻)、「イ乃ラシメ」1例、「コ乃」2例、「ソ乃」1例(以上キ巻)などは語中・尾に「乃」の出現をみる。表記の固定として処理できるのは「ナ乃リ」のみで「イ乃ル(ラ・リ)」4例、「オ乃カ」1例(以上中巻)「イ乃ラシム」1例、「コノ」35例、「ソノ」41例(以上キ巻)など対立形が存する。しかし、「乃」による表記の固定的な、優勢な語が認められること、それらは語頭に「乃」を有することが多いことなどの傾向は指摘できよう。

従って、「ノ」において「ノ」が全般に優勢ではあるが、「乃」は助詞の場合には行における位置によって、自立語においては語頭に「ノ」を有するか否かによって出現を左右されているということが出来る。因みに、「オノツカラ」「タノム(ミ・シ)」トノノフ(ハ・ホ)など語中に「ノ」を有する語は先にあげた「乃」の例以外は全て「ノ」に依る。

以上、(セ)(サ)(テ)(ノ)について述べてきたが、他に本

資料では(キ)(ニ)(ネ)(ホ)などにおいて複数の仮名の使用が認められる。しかしそれは上巻を中心としたもので、しかも(キ)を除けば単用というに近い。その(キ)について、既に「キ」と「ノ」との例数は示されている。今回の集計によれば、上巻は「ノ」249例でその用法を分類すれば、力行活用動詞語尾88例、形容詞連体形73例、助動詞「キ」終止形46例、体言18例、助動詞「ベシ」連体形11例、副詞「大ノニ」13例となっている。「キ」は52例で、同じく18例、20例、10例、3例、1例、例なし、となっていることから用法ではなく、例数の減少のみを指摘することができる。このうち「大ノニ」は専用といえるかもしれない。中巻における「ノ」は「アサノ」「ナノ」「オホ<sup>注25</sup>ノ」、下巻では「ヨノ」「サヌノ」「ヨノ」「長ノ」「スノ(勉)」「サノヨ」「ヲモノ」「白ノ」「ヨノ」など概して形容詞活用語尾が多いといえることができる。

(ニ)は全巻を通じて「ニ」の専用といえ「ノ」は列挙する場合に中巻2例、下巻3例現れるが「一ノ(ハ)」の形がなく「二ノ」(中15オ4)「三ノ(ハ)」(中15オ7・下3ウ5)「四ノ(ハ)」(下56ウ7)となっていることから、助詞「ニハ」の臨時的な形とみなせる。

(ネ)は中・下巻では「子」単用である。上巻における「子」「尔」「ネ」はナ行活用動詞語尾、助動詞「ズ」已然形、終助詞「ネ」などに共通に用いられ、かつ少数であることによって差異は認めたい。

(ホ)における「ヲ」は「焰ヲ」(上26ウ6)「菴ヲ」(上44ウ4)の2例とも語末(ホ)に対して用いられている。

#### IV

初めにも触れた如く、片仮名がその発生以来、どのような字形・字体をたどってきたかについて知れるところは多い。また、どのように用いられたかという点についても概観することができ。しかし、その研究が国語史において、より重い位置を占める——むしろ、占めうるか否かを確かめる——ためには今後、新しい視点を導入しての調査が必要であろうと考えられる。「新しい視点」を導入するには遠く及ばなかったけれども一方で、中世もしくは平安朝末から鎌倉期にかけてが平仮名にとつてのみならず片仮名にとつても一大転機の時であつたことは、先学の指摘と訓読の場を離れた片仮名使用の事実とを考えあわせれば肯えるところで、本稿はそれに対する素朴な一の調査である。

ここでその結論をまとめれば、本資料はその字形のみならず併用字体においても書写時の実態を示しているのではないか、更にまた、それは仏家以外の使用状況を反映しているのではないか、という点。次に、併用される仮名は相互に使用上の差異が傾向として指摘できること。おおまかに言えば語による使用差、行における位置差などに分けることができよう。

また、本資料の上巻はその記載様式の上からのみでなく字体・字形、及びその用法上からも中・下巻と異なること著しい。概して上巻における用法が中・下巻に至って縮少・限定的となつてゐるが、その逆の場合も若干認められる、など。

片仮名が、補助的、研究的、と称される世界から離れても用いられるようになった時、そこに何らかの動き（基準化）が求められた

であろうことは予測できる。あるものはその歴史的由来に依り、またあるものは臨時的であつたかも知れないが、そのような動きが、より明確な基準・規範を形成しつつある平仮名の世界と無関係であつたとは、書記者がその能力のうちに三表記素材（漢字・平仮名・片仮名）を有すると仮定する限り、考え難い。やはり、ある時期において、片仮名は平仮名の後を追つて一の体系たらんとしたことがあつたのではなからうか。しかし、ここで併用においてみたように、片仮名独自であらねばならない点も多かつたようである。

表1 上巻

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
レ	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	キ	シ	キ	イ
	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	キ	シ	キ	イ
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ル	ム	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
	エ	シ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	エ	シ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
レ	ワ	ラ	カ	丁 下	ハ	ナ	タ	サ セ	カ	ア
	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	フ	シ	モ	イ
	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	フ	シ	モ	イ
		ル	ユ	ム	フ	又	ツ	ス	ク	ウ
		ル	ム	ム	フ	あ	ハ ...	ス	ク	ウ
	エ	シ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
	正	シ		め	つ	子 木	子 天	セ 世	ケ	エ
	ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
	ワ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

さ	七	サ	表 4			せ	支	セ	表 2		
0	51	31	上			2	1	31	上		
0	11	173	中			5	32	57	中		
4	6	258	下			1	80	30	下		

表 3

	傍訓	助動詞「き」未然形	体言	形容詞語幹	動詞語幹	"		サ変動詞未然形	"		下二段動詞未然形	"		四段動詞已然形	
						命令形	連用形		命令形	命令形					
			3			1	5	10		9	3	上			
(保留2)			1	1	7	1	3	15	7	16	2	中			
(保留1)		1				2	5	9	1	11	1	下			
115	1	1	4	1	7	4	13	34	8	36	6	計			
							1					上			
					1	4	12	4	2	9		中			
(保留2)	2		2	1	3	22	25	8		15		下			
111	2		2	1	4	27	37	12	2	24		計			

〔セ〕について

〔支〕について

註1 池上積造「文字論のために」国語学23集、山田俊雄「国語学における文字の研究 について」同20集、など。

2 小林芳規「平安中期訓点資料の仮名字体と訓読法」(国語と国文学51巻4号)など、氏近年のいくつかの論考。

3 安田章「仮名資料」国語国文41巻3号。

4 中田祝夫「かなの論くさくさ」国語学20集など。

5 土井忠生編「日本語の歴史・改訂版」p.84。

6 築島裕「国語学」

7 以下、本稿での調査は古典保存会複製のものによる。

8 山田孝雄「三宝絵詞の研究」(『三宝絵略注』所収)など。

9 水田紀久「東寺観智院本三宝絵詞の記載形式の成立」国語国文21巻7号。

10 宮坂和江「三宝絵の文章に就て」国語と国文学30巻9号。

11 春日和男「三宝絵詞東大切替見」国語国文27巻11号。

12 小林芳規「中世片仮名文の国語史的研究」広島大学文学部紀要・特輯号3。

13 註12論文p.27。

14 以下、(一)によって音韻を、(二)によって字体を表わす。

15 参考文献①には鎌倉期以降は漢籍・国書が殆どで、仏典は示されていない。しかし、①、②において鎌倉期以前には、多くの仏典が示されているにもかかわらず、(七)を併用する資料は「史記(延久五年点)」「春秋経伝

集解(保延五年点)」など漢籍関係のもののみで、これらの字体の併用は仏家以外の手になるものか、と考える。

16 以下、引用の本文について、適宜字体を現在通行のものになおしたところもある。

17 「三宝絵詞の研究」p.40に「その内容の時代と性質とから見て三宝絵ではなく、筆者が便宜加へておいたものであろうから、我々の研究は之を別のものと考へて除くことにする」とある判断に従う。

18 春日和男「三宝絵詞東大寺切の研究」(九州大学文学部創立四十周年記念論文集)所収の本文による。

19 「オホク」8例、「ヲホシ」4例は、各々を一語とみなせばこれらも専用語ということになる。

20 「給」は通常は「給」(「給」)、まれに「給」がみえるが、ここでは「給」。「候」は下巻ではここ一例のみ。「ゆ」。

21 概数比で、全例の7割に及ぶ。

22 先の「米」1例も行末(33オ3)にみえるもの。

23 「喜ムツレ」(21ウ7)を、「ムツレ」は片仮名字体ではあるが、大字であることによって万葉仮名に準じるものとすれば合計3例となる。

24 註9論文参照。

25 「或本云」の部分における2例及び補入とみられる「旧、室」(12ウ5)の傍訓1例は除いた。